

当院では、安心して診療を受けていただけるよう、以下の体制を整えております

保険医療機関について

当院は、厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。保険診療に基づき、適切な医療を提供いたします。

明細書の無料発行について

当院では、医療の透明性向上および患者さんへの情報提供のため、診療内容が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を行なっております。

取得した情報（薬剤情報・特定健診情報等）を活用し、より質の良い医療の提供に努めています。

医療情報取得加算

オンライン資格確認により得られた診療情報を活用し、患者さんの健康管理に役立てています。

医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認等システムを活用し、医療の質向上と効率化に取り組んでいます。

一般名処方加算

医薬品の安定供給と安全な治療のため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（成分名）を行っております。

夜間・早朝加算

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、以下の時間帯に受診される方に関して、診察料（初診料または再診料）に「夜間・早朝等加算」を適用します。加算点数は50点となりますが、ご負担額は保険負担割合に応じて異なります。

生活習慣病管理料Ⅱ

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。